白川町コミュニティバス条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月１５日

白川町長　　佐　伯　正　貴

白川町規則第２２号

白川町コミュニティバス条例施行規則の一部を改正する規則

白川町コミュニティバス条例施行規則（平成３０年白川町規則第１５号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（使用料の減免） 第７条　（略） ２～４　（略） ５　第１項の規定は、福祉有償運送、スポット便及び貨客混載運送については、適用しない。	（使用料の減免） 第７条　（略） ２～４　（略） ５　第１項の規定は、福祉有償運送及びスポット便については、適用しない。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。